



鳥取県公報

平成 21 年 12 月 4 日 (金)
第 8 1 5 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立県民文化会館の利用料金 (720) (文化政策課) 2
	鳥取県立倉吉未来中心の利用料金 (721) (〃) 10
	都市計画の変更予定 (722) (景観まちづくり課) 20
	農地保有合理化事業規程の変更の承認 (723) (経営支援課) 20
	県道の区域の決定 (724) (道路企画課) 20
	県道の供用の開始 (725) (〃) 21
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (726) (会計指導課) 21
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (727) (東部総合事務所福祉保健局) 21
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (728) (西部総合事務所福祉保健局) 22
	指定居宅サービス事業者の指定 (729) (〃) 22
	指定居宅介護支援事業者の指定 (730) (〃) 23
	指定介護予防サービス事業者の指定 (731) (〃) 23
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (情報政策課) 23
	一般競争入札の実施 (河川課) 26

告 示

鳥取県告示第720号

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成 5 年鳥取県条例第 2 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、鳥取県立県民文化会館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成21年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 梨花ホール利用料

区分	入場料の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
平日	1,000 円以下	32,600 円	65,200 円	81,500 円	163,000 円
	1,001 円以上 3,000 円以下	42,380 円	84,760 円	105,950 円	211,900 円
	3,001 円以上 5,000 円以下	52,160 円	104,320 円	130,400 円	260,800 円
	5,001 円以上	65,200 円	130,400 円	163,000 円	326,000 円
休日	1,000 円以下	39,120 円	78,240 円	97,800 円	195,600 円
	1,001 円以上 3,000 円以下	50,850 円	101,710 円	127,140 円	254,280 円
	3,001 円以上 5,000 円以下	62,590 円	125,180 円	156,480 円	312,960 円
	5,001 円以上	78,240 円	156,480 円	195,600 円	391,200 円

備考

- 1 この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- 2 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 3 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の 10 分の 9 の額を徴収する。（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）
- 4 1 階席部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の 5 分の 4 の額とする。（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）

イ 小ホール利用料

区分	入場料の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
平日	1,000 円以下	5,700 円	11,400 円	14,250 円	28,500 円
	1,001 円以上 3,000 円以下	7,410 円	14,820 円	18,520 円	37,050 円
	3,001 円以上 5,000 円以下	9,120 円	18,240 円	22,800 円	45,600 円

	下				
	5,001 円以上	11,400 円	22,800 円	28,500 円	57,000 円
休日	1,000 円以下	6,840 円	13,680 円	17,100 円	34,200 円
	1,001 円以上 3,000 円以下	8,890 円	17,780 円	22,220 円	44,460 円
	3,001 円以上 5,000 円以下	10,940 円	21,880 円	27,360 円	54,720 円
	5,001 円以上	13,680 円	27,360 円	34,200 円	68,400 円

備考

- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の 10 分の 9 の額を徴収する。(10 円未満の端数は切り捨てるものとする。)

ウ 楽屋・楽屋事務室利用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から午 後 10 時まで	午前 9 時から午 後 10 時まで
梨花ホール	第 1 楽屋	380 円	770 円	960 円	1,930 円
	第 2 楽屋	320 円	650 円	810 円	1,630 円
	第 3 楽屋	480 円	970 円	1,220 円	2,440 円
	第 4 楽屋	530 円	1,060 円	1,320 円	2,650 円
	第 5 楽屋	1,200 円	2,400 円	3,000 円	6,010 円
	第 6 楽屋	770 円	1,540 円	1,930 円	3,870 円
	第 7 楽屋	480 円	970 円	1,220 円	2,440 円
	第 8 楽屋	440 円	890 円	1,120 円	2,240 円
	楽屋事務室	240 円	480 円	610 円	1,220 円
小ホール	第 9 楽屋	590 円	1,180 円	1,470 円	2,950 円
	第 10 楽屋	690 円	1,380 円	1,730 円	3,460 円

エ 練習室利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 6 時から午 後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
第 1 練習室	550 円	1,100 円	1,370 円	2,750 円
第 2 練習室	670 円	1,340 円	1,680 円	3,360 円
第 3 練習室	1,080 円	2,160 円	2,700 円	5,400 円
第 4 練習室	1,460 円	2,930 円	3,670 円	7,340 円

オ リハーサル室利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 6 時から午 後 10 時まで	午前 9 時から午 後 10 時まで
リハーサル室	4,700 円	9,410 円	11,770 円	23,540 円

カ フリースペース利用料

区 分	単 位	利用料
フリースペース	1 日 50 平方メートルにつき (最大 250 平方メートル)	100 円

備考 利用期間が 1 日未満であるとき、又は利用期間に 1 日未満の端数があるときは、1 日として計算する。
キ 展示室利用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
展示室	営利を目的と しない場合	8,130 円	10,840 円	13,550 円	27,110 円
	営利を目的と する場合	16,260 円	21,680 円	27,110 円	54,220 円

備考

- 1 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の 10 分の 9 の額を徴収する。(10 円未満の端数は切り捨てるものとする。)
- 2 この表において「営利を目的とする場合」とは、物品の販売等の営業行為を行う場合及び物品の展示行為が直接商業上の宣伝となる場合をいう。

ク 会議室・会議準備室利用料

区 分	利用料 (1 時間につき)
第 1 会議室	4,470 円
第 2 会議室	2,070 円
第 3 会議室	2,340 円
第 4 会議室	1,030 円
第 5 会議室	510 円
第 6 会議室	470 円
第 7 会議室	310 円
第 8 会議室	260 円
会議準備室	130 円

備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表により算定した利用料の額を 1.2 倍した額 (10 円未満の端数は切り捨てるものとする。) とする。

ケ 梨花ホール、小ホール、楽屋・楽屋事務室、練習室、リハーサル室及び展示室の延長・時間外利用料

区 分	利用料 (1 時間につき)
午前 8 時から午前 9 時まで及び正午から午後 1 時まで	午前の利用料 ÷ 3 × 1.2 (10 円未満の端数は切り捨てるものとする。)
午後 5 時から午後 6 時まで	午後の利用料 ÷ 4 × 1.2 (10 円未満の端数は切り捨てるものとする。)
午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 10 時から午後 12 時まで	夜間の利用料 ÷ 4 × 1.2 (10 円未満の端数は切り捨てるものとする。)

備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

- 2 午前（午前 9 時から正午まで）から引き続き午後（午後 1 時から午後 5 時まで）において利用する場合における正午から午後 1 時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後 1 時から午後 5 時まで）から引き続き夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）において利用する場合における午後 5 時から午後 6 時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

(2) 設備利用料

ア 梨花ホール

種 別	区 分		利 用 料	
	設 備 名	設置数		
舞台設備	大迫り	1	1 基 1 回につき	2,340 円
	小迫り	1	1 基 1 回につき	1,120 円
	音響反射板	1	1 基 1 回につき	5,500 円
	オーケストラピット	1	1 基 1 回につき	6,010 円
	紗幕（白・グレー・黒）	3	1 枚 1 回につき	1,120 円
	紅白幕（天竺幕）	1	1 枚 1 回につき	1,010 円
	浅葱幕（天竺幕）	1	1 枚 1 回につき	1,120 円
	舞台所作台	1	1 セット 1 回につき	7,230 円
	花道所作台	4	1 セット 1 回につき	1,730 円
	松竹羽目	1	1 セット 1 回につき	2,540 円
	毛せん（赤ネル地）	8	1 枚 1 回につき	300 円
	長座布団	10	1 枚 1 回につき	200 円
	平台	126	1 枚 1 回につき	200 円
	上敷ござ	26	1 枚 1 回につき	300 円
	金屏風	2	1 双 1 回につき	1,520 円
	銀屏風	2	1 双 1 回につき	1,520 円
	鳥の子屏風	2	1 双 1 回につき	1,520 円
	地かすり	6	1 枚 1 回につき	1,520 円
	鳥屋囲	1	1 セット 1 回につき	1,010 円
	バレエ用シート	10	1 枚 1 回につき	910 円
	雪かご	4	1 台 1 回につき	300 円
	開き足	100	1 脚 1 回につき	100 円
	演台（大）	1	1 卓 1 回につき	610 円
	演台（小）	1	1 卓 1 回につき	400 円
	演台（司会者用）	1	1 卓 1 回につき	200 円
	指揮者台（譜面台含）	2	1 台 1 回につき	300 円
	譜面台（楽団員用）	80	1 台 1 回につき	100 円
仮設能舞台（梨花ホール仕様）	1	1 セット 1 回につき	20,550 円	
楽器	ピアノ（スタインウェイ）	1	1 台 1 回につき	10,190 円
	ピアノ（バーゼンドルファー）	1	1 台 1 回につき	10,190 円
	大太鼓（和太鼓）	1	1 台 1 回につき	710 円
	ティンパニー	1	1 セット 1 回につき	3,000 円
	マリンバ	1	1 台 1 回につき	1,100 円
	コンサートバスドラム	1	1 台 1 回につき	540 円
	拡声装置	1	1 セット 1 回につき	3,560 円
	効果卓	1	1 セット 1 回につき	3,050 円

音響設備器具	カセットテープデッキ	4	1台1回につき	810円
	CDプレーヤー	2	1台1回につき	1,010円
	DATデッキ	2	1台1回につき	810円
	ステージスピーカー	2	1台1回につき	1,120円
	ステージモニタースピーカー	12	1台1回につき	1,120円
	ステージモニタースピーカー（アンプ内蔵型）	4	1台1回につき	1,320円
	三点吊りマイク装置	1	1セット1回につき	1,010円
	一点吊りマイク装置	2	1セット1回につき	510円
	マイク（コンデンサ型）	57	1本1回につき	910円
	マイク（ダイナミック型）	35	1本1回につき	710円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	6	1本1回につき	1,120円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	6	1本1回につき	1,220円
	マイクスタンド（床上型）	50	1本1回につき	200円
	マイクスタンド（卓上型）	20	1本1回につき	200円
	ブームスタンド	35	1本1回につき	200円
	エレベータースタンド	2	1本1回につき	810円
	舞台袖簡易調整卓	1	1セット1回につき	1,220円
	ポータブルミキサー	4	1セット1回につき	1,220円
	エレベーターマイク	1	1本1回につき	910円
	MDレコーダー	4	1台1回につき	1,010円
マスターレコーダー	2	1台1回につき	1,010円	
HDレコーディングシステム	1	1セット1回につき	1,010円	
照明設備	フットライト	1	1セット1回につき	810円
	花道フットライト	1	1セット1回につき	400円
	ロアーホリゾンライト	1	1セット1回につき	1,320円
	ボーダーライト	4	1列1回につき	1,120円
	サスペンションスポットライト	4	1列1回につき	810円
	中アッパーホリゾンライト	1	1セット1回につき	1,630円
	アッパーホリゾンライト	1	1セット1回につき	2,650円
	客席サスペンションスポットライト	1	1列1回につき	810円
	プロセニウムスポットライト	1	1列1回につき	1,010円
	ポータルタワースポットライト	1	1セット1回につき	1,010円
	トーマタルスポットライト	1	1セット1回につき	300円
	トーマタルタワーライト	4	1基1回につき	300円
	フロントサイドスポットライト	7	1列1回につき	810円
	クセノンピンスポットライト（1キロワット）	2	1台1回につき	1,520円
	第1シーリングスポットライト	2	1列1回につき	1,320円
	シーリングハロゲンピンスポットライト	2	1台1回につき	1,120円
	第2シーリングスポットライト	1	1列1回につき	1,320円
	クセノンピンスポットライト（2キロワット）	4	1台1回につき	2,030円
	音響反射板ライト	1	1セット1回につき	2,540円

	コンダクタースポットライト	2	1 台 1 回につき	300 円
	クセノンピンスポットライト (3 キロワット)	4	1 台 1 回につき	2,540 円
	調光操作卓	1	1 セット 1 回につき	3,560 円
	サブ調光操作装置	1	1 セット 1 回につき	1,010 円
移動用効果 器具・効果 用照明器具	スポットライト (500 ワット)	99	1 台 1 回につき	200 円
	スポットライト (1 キロワット)	339	1 台 1 回につき	300 円
	スポットライト (1.5 キロワット)	84	1 台 1 回につき	400 円
	スポットライト (3 キロワット)	20	1 台 1 回につき	910 円
	I T O-650	20	1 台 1 回につき	400 円
	エフェクトスポットライト (500 ワット)	4	1 台 1 回につき	300 円
	エフェクトスポットライト (1 キロワット)	4	1 台 1 回につき	400 円
	エフェクトスポットライト (2 キロワット)	2	1 台 1 回につき	710 円
	ミラーボール (φ450, 600)	2	1 台 1 回につき	810 円
	マルチストロボ (300 ワット)	2	1 台 1 回につき	910 円
	スモークマシン	1	1 台 1 回につき	910 円
	コンセプトマシン	1	1 台 1 回につき	910 円
	ドライアイスマシン	4	1 台 1 回につき	910 円
	ファイヤーマシン	2	1 台 1 回につき	910 円
	オーロラマシン	2	1 台 1 回につき	910 円
	波エフェクト	4	1 台 1 回につき	910 円
	その他	ストリップライト (100 ワット, 12 灯, 2 回路)	8	1 台 1 回につき
ストリップライト (100 ワット, 4 灯, 2 回路)		8	1 台 1 回につき	200 円
舞台用テーブル		20	1 脚 1 回につき	100 円
舞台用イス		100	1 脚 1 回につき	100 円
入浴設備		4	1 室 1 回につき	1,120 円
テレビ中継設備		1	1 セット 1 回につき	9,480 円
持込電気機器		—	1 キロワットにつき	200 円
映写機 (35・16 ミリ兼用)		2	1 台 1 回につき	8,560 円
スライド映写機 (1 キロワット)		1	1 台 1 回につき	1,630 円
ハイビジョンビデオプロジェクター		1	1 セット 1 回につき	6,100 円
ビデオ・パソコンプロジェクター	1	1 セット 1 回につき	1,830 円	
DVDレコーダー	1	1 台 1 回につき	1,010 円	

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに 1 回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で梨花ホール以外の施設でも利用できるものとする。

イ 小ホール

種 別	区 分		利 用 料	
	設 備 名	設置数		
	平台	20	1 枚 1 回につき	200 円
	演台 (大)	1	1 卓 1 回につき	610 円

舞台設備	演台 (小)	1	1 卓 1 回につき	400 円
	演台 (司会者用)	1	1 卓 1 回につき	200 円
	指揮者台 (譜面台含)	1	1 台 1 回につき	300 円
	譜面台 (楽団員用)	30	1 台 1 回につき	100 円
	仮設能舞台 (小ホール仕様)	1	1 セット 1 回につき	16,930 円
楽器	ピアノ (スタインウェイ)	1	1 台 1 回につき	10,190 円
	ピアノ (ヤマハ C F III-S)	1	1 台 1 回につき	5,300 円
	エレクトーン (ヤマハ E L-90)	1	1 台 1 回につき	4,790 円
音響設備器具	拡声装置	1	1 セット 1 回につき	2,650 円
	レコードプレーヤー卓	1	1 セット 1 回につき	1,120 円
	オープンテープデッキ卓	2	1 セット 1 回につき	1,630 円
	カセットテープデッキ	4	1 台 1 回につき	810 円
	CDプレーヤー	2	1 台 1 回につき	1,010 円
	ステージモニタースピーカー	2	1 台 1 回につき	1,120 円
	フロアモニタースピーカー	2	1 台 1 回につき	1,320 円
	三点吊りマイク装置	1	1 セット 1 回につき	1,010 円
	マイク (コンデンサ型)	11	1 本 1 回につき	910 円
	マイク (ダイナミック型)	22	1 本 1 回につき	710 円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	4	1 本 1 回につき	1,120 円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	4	1 本 1 回につき	1,220 円
	マイクスタンド (床上型)	14	1 本 1 回につき	200 円
	マイクスタンド (卓上型)	2	1 本 1 回につき	200 円
	ブームスタンド	15	1 本 1 回につき	200 円
ポータブルミキサー	1	1 セット 1 回につき	1,120 円	
照明設備	ローアホリゾントライト	1	1 セット 1 回につき	1,120 円
	ボーダーライト	1	1 列 1 回につき	810 円
	サスペンションスポットライト	4	1 列 1 回につき	400 円
	アッパーホリゾントライト	1	1 セット 1 回につき	1,520 円
	投光ギャラリースポットライト	2	1 列 1 回につき	400 円
	センターピンスポットライト	2	1 台 1 回につき	1,120 円
	調光操作装置	1	1 セット 1 回につき	3,560 円
移動用効果器具・効果用照明器具	スポットライト (500 ワット)	178	1 台 1 回につき	200 円
	スポットライト (1 キロワット)	374	1 台 1 回につき	300 円
	スポットライト (1.5 キロワット)	100	1 台 1 回につき	400 円
	I T O-650	20	1 台 1 回につき	400 円
	エフェクトスポットライト (500 ワット)	4	1 台 1 回につき	300 円
	エフェクトスポットライト (1 キロワット)	4	1 台 1 回につき	400 円
	エフェクトスポットライト (2 キロワット)	2	1 台 1 回につき	710 円
	ミラーボール (φ450, 600)	2	1 台 1 回につき	810 円
	マルチストロボ (300 ワット)	2	1 台 1 回につき	910 円
	スモークマシン	1	1 台 1 回につき	910 円
	ドライアイスマシン	2	1 台 1 回につき	910 円
	ファイヤーマシン	2	1 台 1 回につき	910 円

	波エフェクト	4	1 台 1 回につき	910 円
その他	舞台用テーブル	12	1 脚 1 回につき	100 円
	舞台用イス	30	1 脚 1 回につき	100 円
	入浴設備	1	1 室 1 回につき	1,120 円
	持込電気機器	—	1 キロワットにつき	200 円
	ビデオモニター	1	1 台 1 回につき	400 円
	ビデオデッキ	1	1 台 1 回につき	400 円
	ビデオプロジェクター	1	1 台 1 回につき	1,830 円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1	1 台 1 回につき	1,830 円
	DVDレコーダー	1	1 台 1 回につき	1,010 円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに 1 回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で小ホール以外の施設でも利用できるものとする。

ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室

施 設	区 分		利 用 料	
	設 備 名	設置数		
リハーサル室	ピアノ (ヤマハ C7E)	1	1 台 1 回につき	3,160 円
	バレエ用シート	8	1 枚 1 回につき	610 円
	カセットテープデッキ	1	1 台 1 回につき	810 円
	マイク (ダイナミック型)	2	1 本 1 回につき	710 円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	4	1 本 1 回につき	1,120 円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	3	1 本 1 回につき	1,220 円
	マイク (ワイヤレス・ヘッド型)	2	1 本 1 回につき	1,220 円
	CDプレーヤー	1	1 台 1 回につき	1,010 円
第 1 練習室	ピアノ (ヤマハ G2E)	1	1 台 1 回につき	1,520 円
第 2 練習室	ピアノ (ヤマハ C3E)	1	1 台 1 回につき	1,630 円
展示室	展示パネル	14	1 台 1 回につき	200 円
第 1 会議室	カセットテープデッキ	2	1 台 1 回につき	810 円
	マイク (ダイナミック型)	2	1 本 1 回につき	710 円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	4	1 本 1 回につき	1,120 円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	3	1 本 1 回につき	1,220 円
	マイク (ワイヤレス・ヘッド型)	2	1 本 1 回につき	1,220 円
	マイクスタンド (床上型)	3	1 本 1 回につき	200 円
	マイクスタンド (卓上型)	2	1 本 1 回につき	200 円
	16mm 映写機	1	1 台 1 回につき	2,850 円
	OHP	1	1 台 1 回につき	910 円
	スライドプロジェクター	1	1 台 1 回につき	1,010 円
	ビデオプロジェクター	1	1 台 1 回につき	1,830 円
	CLDプレーヤー	1	1 台 1 回につき	1,010 円
ビデオ・パソコンプロジェクター	1	1 台 1 回につき	1,830 円	
	スライドプロジェクター	1	1 台 1 回につき	1,010 円
	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク 1 本)	1	1 セット 1 回につき	1,420 円

第 2 会議室	ビデオプロジェクター	1	1 台 1 回につき	1,830 円
	マイク (ダイナミック型)	1	1 本 1 回につき	710 円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1	1 本 1 回につき	1,120 円
	マイクスタンド (床上型)	1	1 本 1 回につき	200 円
	マイクスタンド (卓上型)	2	1 本 1 回につき	200 円
	OHP	1	1 台 1 回につき	910 円
第 3 会議室	カセットテープデッキ	2	1 台 1 回につき	810 円
	マイク (ダイナミック型)	2	1 本 1 回につき	710 円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	4	1 本 1 回につき	1,120 円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	3	1 本 1 回につき	1,220 円
	マイク (ワイヤレス・ヘッド型)	2	1 本 1 回につき	1,220 円
	マイクスタンド (床上型)	1	1 本 1 回につき	200 円
	マイクスタンド (卓上型)	1	1 本 1 回につき	200 円
	スライドプロジェクター	1	1 台 1 回につき	1,010 円
	同時通訳設備	1	1 セット 1 回につき	20,380 円
	ビデオプロジェクター	1	1 台 1 回につき	1,830 円
	CLDプレーヤー	1	1 台 1 回につき	1,010 円
	その他	釜	1	1 個 1 回につき
テレビ (47 型)、ビデオデッキ (VHS)		1	1 セット 1 回につき	910 円
ビデオカメラ (VHS)		1	1 セット 1 回につき	510 円
持込電気機器		—	1 キロワットにつき	200 円
移動式スクリーン		2	1 枚 1 回につき	400 円
ビデオ・パソコンプロジェクター		1	1 台 1 回につき	1,830 円
フリーパネル (※営利を目的として利用する場合に限る。)		30	1 枚 1 回につき	100 円
映像伝送システム		1	1 台 1 回につき	2,500 円
ミニDVカメラレコーダー		1	1 台 1 回につき	900 円
MDレコーダー		1	1 台 1 回につき	1,010 円
DVDレコーダー		1	1 台 1 回につき	1,010 円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに 1 回とする。ただし、施設利用料が 1 時間当たりで計算される場合は、4 時間ごとに 1 回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で設置している施設以外の施設でも利用できるものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成 21 年 3 月 24 日
- (2) 適用開始年月日 平成 21 年 4 月 1 日

鳥取県告示第 721 号

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成 12 年鳥取県条例第 5 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、鳥取県立倉吉未来中心の利用料金を次のとおり承認したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成21年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 大ホール利用料

区分	入場料の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10時まで	午前 9 時から 午後10時まで
平日	1,000円以下	24,450円	48,900円	61,120円	122,250円
	1,001円以上3,000円以下	31,780円	63,570円	79,460円	158,920円
	3,001円以上5,000円以下	39,120円	78,240円	97,800円	195,600円
	5,001円以上	48,900円	97,800円	122,250円	244,500円
休日	1,000円以下	29,340円	58,680円	73,350円	146,700円
	1,001円以上3,000円以下	38,140円	76,280円	95,350円	190,700円
	3,001円以上5,000円以下	46,940円	93,880円	117,360円	234,720円
	5,001円以上	58,680円	117,360円	146,700円	293,400円

備考

- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の 10 分の 9 の額を徴収する。（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）
- 1 階部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の 5 分の 3 の額とする。（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）
- 大ホールを 4 月・5 月の金曜日を除く平日に利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の 5 分の 4 の額とする。（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）

イ 小ホール利用料

(ア) 可動席を使用する場合

区分	入場料の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10時まで	午前 9 時から 午後10時まで
平日	1,000円以下	4,890円	9,780円	12,220円	24,450円
	1,001円以上3,000円以下	6,350円	12,710円	15,890円	31,780円
	3,001円以上5,000円以下	7,820円	15,640円	19,560円	39,120円
	5,001円以上	9,780円	19,560円	24,450円	48,900円
休日	1,000円以下	5,860円	11,730円	14,670円	29,340円
	1,001円以上3,000円以下	7,620円	15,250円	19,060円	38,130円
	3,001円以上5,000円以下	9,380円	18,770円	23,470円	46,940円
	5,001円以上	11,730円	23,470円	29,340円	58,680円

備考

- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する

休日並びに日曜日及び土曜日をいう。

- 3 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の 10 分の 9 の額を徴収する。(10 円未満の端数は切り捨てるものとする。)

(イ) 可動席を使用しない場合

区 分	料金 (1 時間につき)
小ホール (平土間)	2,400円

備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表により算定した利用料の額を 1.2 倍した額 (10 円未満の端数は切り捨てるものとする。) とする。

ウ 楽屋・楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室及び練習室利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 6 時から午 後 10 時まで	午前 9 時から午 後 10 時まで
第 1 楽屋	290円	590円	740円	1,490円
第 2 楽屋	280円	560円	710円	1,420円
第 3 楽屋	270円	540円	670円	1,350円
第 4 楽屋	540円	1,080円	1,350円	2,700円
第 5 楽屋	580円	1,160円	1,460円	2,920円
第 6 楽屋	570円	1,140円	1,420円	2,850円
第 7 楽屋	840円	1,680円	2,100円	4,200円
第 8 楽屋	210円	420円	530円	1,060円
第 9 楽屋	550円	1,110円	1,390円	2,780円
第 10 楽屋	550円	1,110円	1,390円	2,780円
楽屋事務室	210円	420円	530円	1,060円
スタッフルーム	310円	620円	780円	1,560円
リハーサル室	2,010円	4,020円	5,020円	10,050円
第 1 練習室	620円	1,250円	1,560円	3,130円
第 2 練習室	1,160円	2,330円	2,920円	5,840円

エ セミナールーム利用料

区 分	利用料 (1 時間につき)	
セミナールーム 1	1,240円	
セミナールーム 2	680円	
セミナールーム 3	全室	2,940円
	2 分の 1 室 (A)	1,470円
	2 分の 1 室 (B)	1,470円
セミナールーム 4	560円	
セミナールーム 5	630円	
セミナールーム 6	560円	
セミナールーム 7	760円	
セミナールーム 8	850円	
セミナールーム 9	全室	740円
	8 畳 (A)	300円

6 畳 (B)	220円
6 畳 (C)	220円

備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、この表の利用料の額を 1.2 倍した額（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって時間外利用料とする。

オ アトリウム利用料

区 分	利用料
アトリウム（1 時間 50 平方メートルにつき）	100円

備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、この表の利用料の額を 1.2 倍した額（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって時間外利用料とする。

カ 団体事務局サロン利用料

区 分	利用料
団体事務局サロン（1 月 1 平方メートルにつき）	1,330円

備考

- 1 利用期間が 1 月未満であるとき、又は利用期間に 1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。
- 2 利用面積が 1 平方メートル未満であるとき、又は利用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとして計算する。
- 3 利用料には、電気、水道及び清掃に係る料金を含まないものとし、別途利用実績に応じた額を徴収する。

キ 物品の販売のために利用する場合の施設利用料

施 設	利用料（1 時間につき）	
小ホール（平土間）	4,800円	
リハーサル室	3,200円	
セミナールーム 1	2,480円	
セミナールーム 2	1,360円	
セミナールーム 3	全室	5,880円
	2 分の 1 室 (A)	2,940円
	2 分の 1 室 (B)	2,940円
セミナールーム 4	1,120円	
セミナールーム 5	1,260円	
セミナールーム 6	1,120円	
セミナールーム 7	1,520円	
セミナールーム 8	1,700円	
セミナールーム 9	全室	1,480円
	8 畳 (A)	600円
	6 畳 (B)	440円
	6 畳 (C)	440円
アトリウム（1 時間 50 平方メートルにつき）	500円	

備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表により算定した利用料の額を 1.2 倍した額（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

ク 大ホール、小ホール（可動席を使用しない場合を除く。）、楽屋・楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室及び練習室の延長・時間外利用料

区 分	利用料（1 時間当たり）
午前 8 時から午前 9 時まで及び正午から午後 1 時まで	午前の利用料 ÷ 3 × 1.2（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午後 5 時から午後 6 時まで	午後の利用料 ÷ 4 × 1.2（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 10 時から午後 12 時まで	夜間の利用料 ÷ 4 × 1.2（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）

備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 午前（午前 9 時から正午まで）から引き続き午後（午後 1 時から午後 5 時まで）において利用する場合における正午から午後 1 時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後 1 時から午後 5 時まで）から引き続き夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）において利用する場合における午後 5 時から午後 6 時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

(2) 設備利用料

ア 大ホール

種 別	区 分		利 用 料	
	設 備 名	設置数		
舞 台 設 備	小せり	1	1 基 1 回につき	1,120 円
	音響反射板	1	1 基 1 回につき	5,500 円
	オーケストラピット	1	1 基 1 回につき	6,010 円
	紗幕（白、グレー、黒）	3	1 枚 1 回につき	1,120 円
	紅白幕（天竺幕）	1	1 枚 1 回につき	1,010 円
	浅葱幕（天竺幕）	1	1 枚 1 回につき	1,120 円
	舞台所作台	36	1 セット 1 回につき	7,230 円
	花道所作台	5	1 セット 1 回につき	1,730 円
	松竹羽目	1	1 セット 1 回につき	2,540 円
	毛せん	16	1 枚 1 回につき	300 円
	長座布団	12	1 枚 1 回につき	200 円
	平台	92	1 台 1 回につき	200 円
	上敷ござ	56	1 枚 1 回につき	300 円
	金屏風	2	1 双 1 回につき	1,520 円
	地かすり	4	1 枚 1 回につき	1,520 円
	鳥屋囲	1	1 セット 1 回につき	1,010 円
	バレエ用シート	10	1 枚 1 回につき	910 円
	雪かご	2	1 台 1 回につき	300 円
	開き足	110	1 脚 1 回につき	100 円

	演台 (大)	1	1 卓 1 回につき	610円
	演台 (小) (司会台兼用)	1	1 卓 1 回につき	400円
	指揮者台	1	1 台 1 回につき	200円
	譜面台 (指揮者用)	1	1 台 1 回につき	100円
	譜面台 (楽団員用)	80	1 台 1 回につき	100円
楽器	ピアノ (スタインウェイ)	1	1 台 1 回につき	10,190円
	ピアノ (ベーゼンドルファー)	1	1 台 1 回につき	10,190円
	バスドラム	1	1 台 1 回につき	600円
	ティンパニー	1	1 セット 1 回につき	3,000円
	マリンバ	1	1 台 1 回につき	1,100円
照 明 設 備	ローアーホリゾンライト	1	1 セット 1 回につき	1,320円
	ボーダーライト	3	1 列 1 回につき	1,120円
	サスペンションスポットライト (20キロワット)	4	1 列 1 回につき	810円
	中アッパーホリゾンライト	1	1 セット 1 回につき	1,630円
	アッパーホリゾンライト	1	1 セット 1 回につき	2,650円
	客席サスペンションスポットライト (20キロワット)	1	1 列 1 回につき	810円
	トーメンタルスポットライト	1	1 セット 1 回につき	300円
	フロントサイドスポットライト	6	1 列 1 回につき	810円
	第 1 シーリングスポットライト	1	1 列 1 回につき	1,320円
	第 2 シーリングスポットライト	1	1 列 1 回につき	1,320円
	天井反射板ライト (90灯)	1	1 セット 1 回につき	2,540円
	コンダクタースポットライト	2	1 台 1 回につき	300円
	クセノンピンスポットライト (3キロワット)	4	1 台 1 回につき	2,540円
調光操作卓	1	1 セット 1 回につき	3,560円	
サブ調光操作卓	1	1 セット 1 回につき	1,010円	
移 動 用 効 果 器 具 ・ 効 果 用 照 明 器 具	フットライト	1	1 セット 1 回につき	810円
	花道フットライト	1	1 セット 1 回につき	400円
	スポットライト (500ワット)	40	1 台 1 回につき	200円
	スポットライト (1キロワット)	38	1 台 1 回につき	300円
	スポットライト (ソースフォー575ワット)	20	1 台 1 回につき	300円
	エフェクトスポットライト (1キロワット)	4	1 台 1 回につき	400円
	エフェクトスポットライト (2キロワット)	2	1 台 1 回につき	710円
	ミラーボール (240×400φ)	1	1 台 1 回につき	560円
	ミラーボール (600φ)	1	1 台 1 回につき	810円
	マルチストロボ (300ワット)	2	1 台 1 回につき	910円
	スモークマシン	1	1 台 1 回につき	910円
	ドライアイスマシン	2	1 台 1 回につき	910円
	レインボーマシン	1	1 台 1 回につき	910円
ファイアーエフェクトマシン	1	1 台 1 回につき	910円	
波エフェクトマシン	4	1 台 1 回につき	910円	
	拡声装置	1	1 セット 1 回につき	3,560円

音 響 設 備器具	サブミキシングコンソール	1	1 台 1 回につき	1,220円
	カセットテープデッキ	2	1 台 1 回につき	810円
	CDプレーヤー	2	1 台 1 回につき	1,010円
	MDデッキ	2	1 台 1 回につき	1,010円
	DATデッキ	3	1 台 1 回につき	1,010円
	デジタルMTR	1	1 台 1 回につき	1,010円
	CDレコーダー	1	1 台 1 回につき	1,010円
	ステージモニタースピーカー	4	1 台 1 回につき	1,120円
	フロアモニタースピーカー	2	1 台 1 回につき	1,320円
	移動スピーカー	2	1 台 1 回につき	1,120円
	三点吊りマイク装置	1	1 セット 1 回につき	1,010円
	三点吊りマイク (コンデンサ型)	1	1 本 1 回につき	910円
	マイク (コンデンサ型)	16	1 本 1 回につき	910円
	マイク (ダイナミック型)	35	1 本 1 回につき	710円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	6	1 本 1 回につき	1,120円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	6	1 本 1 回につき	1,220円
	マイク (バウンダリー型)	5	1 本 1 回につき	910円
	マイク (グースネック型・マイクスタンドを含む。)	2	1 本 1 回につき	910円
	マイクスタンド (床上型)	15	1 本 1 回につき	200円
	マイクスタンド (ブーム型)	20	1 本 1 回につき	200円
マイクスタンド (卓上型)	15	1 本 1 回につき	200円	
舞台袖簡易操作卓	1	1 セット 1 回につき	1,220円	
映 像 機 器	ビデオパソコンプロジェクター	1	1 台 1 回につき	6,100円
	DVDプレーヤー	1	1 台 1 回につき	1,010円
	スライドデッキ	1	1 台 1 回につき	400円
	書画カメラ	1	1 台 1 回につき	910円
	ビデオデッキ (S-VHS)	1	1 台 1 回につき	400円
そ の 他	同時通訳設備	1	1 セット 1 回につき	20,380円
	舞台用テーブル	10	1 脚 1 回につき	100円
	舞台用イス	120	1 脚 1 回につき	100円
	演奏者用イス	80	1 脚 1 回につき	100円
	テレビ中継設備	1	1 セット 1 回につき	9,480円
	持込電気機器	—	1 キロワットにつき	200円
	DVDレコーダー	1	1 台 1 回につき	1,010円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することが可能な設備・備品については、支障のない範囲内で大ホール以外の施設でも利用できるものとする。

イ 小ホール

種 別	区 分		利 用 料	
	設 備 名	設置数		
	音響反射板	1	1 基 1 回につき	3,500円

舞台設備	平台	30	1台1回につき	200円
	地かすり	1	1枚1回につき	1,520円
	パレエ用シート	5	1枚1回につき	910円
	開き足	28	1脚1回につき	100円
	演台(大)	1	1卓1回につき	610円
	演台(小)(司会台兼用)	1	1卓1回につき	400円
	指揮者台	1	1台1回につき	200円
	譜面台(指揮者用)	1	1台1回につき	100円
	譜面台(楽団員用)	40	1台1回につき	100円
	フォールディングステージ	15	1台1回につき	750円
楽器	ピアノ(ヤマハNEWCFⅢS)	1	1台1回につき	7,470円
照明設備	ローアホリゾントライト	1	1セット1回につき	1,120円
	ボーダーライト	1	1列1回につき	810円
	サスペンションスポットライト(10キロワット)	3	1列1回につき	400円
	アッパーホリゾントライト	1	1セット1回につき	1,520円
	客席サスペンションスポットライト(10キロワット)	3	1列1回につき	400円
	サイドギャラリースポットライト	1	1セット1回につき	400円
	天井反射板ライト(24灯)	1	1セット1回につき	670円
	クセノンピンスポットライト(1キロワット)	2	1台1回につき	1,520円
	調光操作卓	1	1セット1回につき	3,560円
音響設備器具	拡声装置	1	1セット1回につき	2,650円
	カセットテープデッキ	2	1台1回につき	810円
	CDプレーヤー	1	1台1回につき	1,010円
	MDデッキ	1	1台1回につき	1,010円
	DATデッキ	1	1台1回につき	1,010円
	ステージモニタースピーカー	2	1台1回につき	1,120円
	フロアモニタースピーカー	2	1台1回につき	1,320円
	移動スピーカー	2	1台1回につき	1,120円
	三点吊りマイク装置	1	1セット1回につき	1,010円
	三点吊りマイク(コンデンサ型)	1	1本1回につき	910円
	マイク(コンデンサ型)	3	1本1回につき	910円
	マイク(ダイナミック型)	10	1本1回につき	710円
	マイク(ワイヤレス・ハンド型)	4	1本1回につき	1,120円
	マイク(ワイヤレス・タイピン型)	4	1本1回につき	1,220円
	マイクスタンド(床上型)	9	1本1回につき	200円
	マイクスタンド(ブーム型)	10	1本1回につき	200円
	マイクスタンド(卓上型)	10	1本1回につき	200円
舞台袖簡易操作卓	1	1セット1回につき	1,220円	
映像機器	映写機(35・16mm兼用)	2	1台1回につき	8,560円
	移動式スクリーン	1	1枚1回につき	400円

その他	舞台用テーブル	8	1脚1回につき	100円
	舞台用イス	54	1脚1回につき	100円
	持込電気機器	—	1キロワットにつき	200円
	DVDレコーダー	1	1台1回につき	1,010円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。ただし、施設利用料が1時間当たりで計算される場合（平土間利用の場合）は、4時間ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することが可能な設備・備品については、支障のない範囲内で小ホール以外の施設でも利用できるものとする。

ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及びアトリウム

施 設	区 分		利 用 料	
	設 備 名	設置数		
リハーサル室	ピアノ（ヤマハC7L）	1	1台1回につき	1,400円
	エレクトーン（ヤマハEL900m）	1	1台1回につき	800円
	カセットテープデッキ	2	1台1回につき	810円
	CDプレーヤー	1	1台1回につき	1,010円
	MDデッキ	1	1台1回につき	1,010円
	マイク（ダイナミック型）	2	1本1回につき	710円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	1	1本1回につき	900円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	1	1本1回につき	980円
	マイクスタンド（床上型）	2	1本1回につき	200円
	バレエ用シート	7	1枚1回につき	610円
練習室1	ピアノ（ヤマハYU5）	1	1台1回につき	600円
練習室2	ピアノ（ヤマハYU5）	1	1台1回につき	600円
セミナールーム1	カセットテープデッキ	1	1台1回につき	810円
	CDプレーヤー	1	1台1回につき	1,010円
	MDデッキ	1	1台1回につき	1,010円
	マイク（ダイナミック型）	1	1本1回につき	710円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	2	1本1回につき	900円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	1	1本1回につき	980円
	マイクスタンド（床上型）	1	1本1回につき	200円
	マイクスタンド（卓上型）	1	1本1回につき	200円
	書画カメラ	1	1台1回につき	910円
	ビデオデッキ（S-VHS）	1	1台1回につき	400円
セミナールーム3	金屏風	1	1双1回につき	1,520円
	カセットテープデッキ	1	1台1回につき	810円
	CDプレーヤー	1	1台1回につき	1,010円
	MDデッキ	1	1台1回につき	1,010円
	マイク（ダイナミック型）	3	1本1回につき	710円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	2	1本1回につき	900円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	1	1本1回につき	980円
	マイクスタンド（床上型）	1	1本1回につき	200円
	マイクスタンド（卓上型）	4	1本1回につき	200円

	ビデオパソコンプロジェクター	1	1台1回につき	1,830円
	書画カメラ	1	1台1回につき	910円
	ビデオデッキ (S-VHS)	1	1台1回につき	400円
	同時通訳設備	1	1セット1回につき	20,380円
セミナールーム7	カセットテープデッキ	1	1台1回につき	810円
	CDプレーヤー	1	1台1回につき	1,010円
	MDデッキ	1	1台1回につき	1,010円
	マイク (ダイナミック型)	1	1本1回につき	710円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	2	1本1回につき	900円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1	1本1回につき	980円
	マイクスタンド (卓上型)	1	1本1回につき	200円
アトリウム	簡易ステージ	7	1台1回につき	500円
	展示用パネル (※営利を目的として利用する場合に限る。)	120	1枚1回につき	100円
その他	マイク (ダイナミック型)	3	1本1回につき	710円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	3	1本1回につき	900円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1	1本1回につき	980円
	マイクスタンド (床上型)	1	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	3	1本1回につき	200円
	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本)	3	1台1回につき	1,420円
	ポータブルミキサー	1	1台1回につき	1,220円
	ビデオパソコンプロジェクター	1	1台1回につき	1,830円
	テレビ (47型)、ビデオデッキ (S-VHS)	1	1台1回につき	1,470円
	テレビ (14型)、ビデオデッキ (S-VHS)	1	1台1回につき	430円
	OHP (映写台付)	2	1台1回につき	910円
	スライドプロジェクター	1	1台1回につき	1,010円
	移動式スクリーン	1	1枚1回につき	400円
	映像伝送システム	1	1台1回につき	2,500円
	ミニDVカメラレコーダー	1	1台1回につき	900円
	持込電気機器	—	1キロワットにつき	200円
	DVDレコーダー	1	1台1回につき	1,010円
パイプオルガン (ヤマハPO-103P)	1	1台1回につき	800円	

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。ただし、施設利用料が1時間当たりで計算される場合は、4時間ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することが可能な設備・備品については、支障のない範囲内で設備・備品を設置している施設以外の施設でも利用できるものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成21年3月24日
- (2) 適用開始年月日 平成21年4月1日

鳥取県告示第722号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画は、平成21年12月4日から同月18日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び岩美町役場（岩美郡岩美町大字浦富675-1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成21年12月18日までに知事に意見書を提出することができる。

平成21年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画道路1・5・1号本庄東浜線
3・4・1号牧谷新井線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 岩美都市計画道路1・5・1号本庄東浜線

追加する部分

岩美郡岩美町大字陸上、大字小羽尾、大字牧谷、大字浦富及び大字本庄

(2) 岩美都市計画道路3・4・1号牧谷新井線

変更する部分

岩美郡岩美町大字牧谷、大字浦富及び大字新井

鳥取県告示第723号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地

財団法人鳥取県農業開発公社

鳥取市東町一丁目271

2 変更承認年月日

平成21年11月30日

3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

農地売渡信託等事業

農地貸付信託事業

農業生産法人出資育成事業

研修等事業

鳥取県告示第724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年12月4日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取河原用瀬線	変更前	鳥取市上段字海道端323-2地先から同市上原字河原453地先まで	6.0~20.6	972.0
	変更後	鳥取市上段字海道端323-2地先から同市上原字河原453地先まで	10.9~43.2	1,026.0
		鳥取市上段字海道端323-2地先から同市上原字赤目436地先まで	6.0~13.5	834.0

鳥取県告示第725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年12月4日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取河原用瀬線	鳥取市上段字海道端323-2地先から同市上原字河原453地先まで	平成21年12月6日

鳥取県告示第726号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成21年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
298	株式会社島根銀行 境支店	売りさばき 場所	境港市本町11	境港市浜ノ町122	平成21年11月24日

鳥取県告示第727号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月4日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社さくら	鳥取市西品治780-2	ヘルパーステーションさくら	鳥取市西品治780-2	居宅介護 重度訪問介護	平成21年11月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター鳥取大学前	鳥取市湖山町北一丁目427-1	〃	平成21年12月1日

鳥取県告示第728号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月4日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社キャンパス	島根県松江市西川津町849-1	愛ハッピー訪問介護ステーション	米子市西福原三丁目7-30	居宅介護 重度訪問介護	平成21年12月1日

鳥取県告示第729号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年12月4日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社キャンパス	愛ハッピー訪問介護ステーション	米子市西福原三丁目7-30	平成21年12月1日	訪問介護

鳥取県告示第730号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年12月4日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社キャンパス	愛ハッピー居宅介護支援事業所	米子市西福原三丁目7-30	平成21年12月1日

鳥取県告示第731号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年12月4日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社キャンパス	愛ハッピー訪問介護ステーション	米子市西福原三丁目7-30-302	平成21年12月1日	介護予防訪問介護

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月30日付鳥取県公報第8140号中調達公告（一般競争入札の実施について）は、廃止する。

平成21年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

借入物品 ノート型コンピュータ 1,297台

借入物品 デスクトップ型コンピュータ 37台

購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成22年3月1日から平成26年2月28日まで

ただし、平成22年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 納入期限

平成22年2月26日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札によること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあつては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年12月4日（金）から同月22日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年12月11日（金）午後5時までに4の(3)の場所に提出すること。

(4) 平成21年12月4日（金）から同月22日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した物品等を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メールアドレス b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課行政情報化担当

電話 0857-26-7613、7614又は7615

電子メールアドレス jouhou@pref.tottori.jp

(3) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成21年12月4日（金）から同月15日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成21年12月4日（金）から同月14日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月15日（火）の午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成21年12月18日（金）午前11時から同月22日（火）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月21日（月）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成21年12月22日（火）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成21年12月15日（火）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムにより提出すること。ただし、添付ファイルの容量等によりすべての書類を電子調達システムにより提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に12を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金

の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で、鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products

a. Central region

1,297 sets of notebook-type computers to be leased

37 sets of desktop-type computers to be leased

A suite of software to be purchased

(2) December 15, 2009 Noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 22, 2009 Noon: Time-limit for submission of tenders

(December 21, 2009 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Information Policy Division Regional Development Support Bureau Department of Planning Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL: 0857-26-7615

E-mail: jouhou@pref.tottori.jp

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

親水公園内警報発令システム構築業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成22年3月25日まで

(4) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子入札書に入力された金額（紙入札にあつては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年12月11日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

ウ 平成21年12月4日（金）から平成22年1月8日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

エ 平成21年12月4日（金）から平成22年1月8日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

オ 平成11年12月4日から平成21年12月3日まで間に、次のいずれの防災情報システムに関する業務（国又は地方公共団体が発注したものに限る。）についても、直接受託し、完遂した実績を有していること。

(ア) 国土交通省制定「総合河川情報システム本省総括局伝送仕様」に準拠したシステム構築又は改修業務

(イ) 気象庁の降雨短時間予測値又はノウキャスト型10分間降水量予測値を処理するシステム構築又は改修業務

カ 本業務を遂行できる管理技術者又は主任技術者（本業務の技術的内容を統括する責任者）1名を配置できること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

- ア 共同企業体が2名以上の者により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員が(1)のアからエまでに掲げる要件のすべてを満たす者であること。
- ウ いずれかの構成員が(1)のオ及びカに掲げる要件を満たす者であること。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 各構成員の出資比率が、それぞれ30パーセント以上であること。
- キ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部河川課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部河川課

電話 0857-26-7386

(3) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書等の交付方法

平成21年12月4日(金)から同月16日(水)までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成21年12月4日(金)から同月15日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同月16日(水)の午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成21年12月21日(月)午前11時から平成22年1月8日(金)正午まで(ただし、郵便等による入札書の受領期間は、平成22年1月7日(木)午後5時までとする。)

イ 開札日時

平成22年1月8日(金)午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
- (2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証する書類を4の(1)の場所に平成21年12月16日(水)正午までに、入札説明書で示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、調達手続特例規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of service to be required : Water Park Warning Official Announcement System Construction Work 1 set
- (2) December 11, 2009 0:00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) January 8, 2010 0 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders
January 7, 2010 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Office of River Division Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7386